

ニュースレター第27号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第27号」を送付させていただきます。



陽春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

卒園や卒業の季節であり、また、年度末でお忙しい日々をお過ごしの方もいらっしゃるかと存じます。

寒い日も徐々に少なくなり、花見のシーズンが近づいてきました。

お身体を大切にして、穏やかなる日々をお過ごしください。

未筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

ピックアップLAW NEWS

「認知症患者の監督義務者の責任」

1. 最高裁判所の判断

現在認知症患者の患者数が増えており、今後、65歳以上の4人に1人が認知症になると言われています。

そのような中、認知症患者が、JR東海の軌道敷地内に立ち入り、列車に衝突して死亡した事故について、最高裁判所の判断が注目を浴びています。

JR東海がこの認知症患者を介護していた家族(妻、長男)に対し、監督義務を怠ったとして損害賠償を請求した事案について、その責任を否定したのです。

介護者である家族2名の損害賠償責任を否定するのは当然と思われた方も多いと思います。

しかし、今回の事件では以下のような事情があったため、この2名に責任を負わせるのは妥当ではないという価値判断が働いたものと考えられます。



事件の事情	・被害者がJR東海という大企業 ・乗客に人身損害がなかった
妻の事情	・高齢(当時85歳) ・要介護1
長男の事情	・20年以上認知症患者の父親と別居

次のページに続きます▶▶▶

2. 今後の見通し

事情が変わり、認知症患者が交通事故を起こして、被害者の方が亡くなってしまった場合には、被害者や遺族の方に生じた損害の大きさを考えると、介護される方の責任が認められるべきという価値判断がなされる可能性が高いと考えられます。

また、今回、同居していた妻が高齢で要介護1であったこと等から、その責任を否定されています。

しかし、認知症患者と同居し、介護されている家族の中に、若くて健康な方がいれば、今回のような判断にはならないと考えられます。

その際は、介護される方が監督義務者として損害賠償責任を負うこととなります。

3. 対策

そこで、認知症患者を介護する方が損害賠償責任を負うことになった際に、その多大な金銭面の負担をカバーしてくれる保険をご紹介します。

まず、保険会社によっては個人賠償責任保険で監督義務者の責任が補填されるものがあります。

約款の被保険者条項などに「被保険者が責任無能力者の場合には、親権者などを被保険者とみなします」と書かれており、この「親権者など」の中に監督義務者が含まれると記載されているものがこれに当たります。

また、自動車保険の中には特約で監督義務者の責任をカバーするものもあります。

ご自身の保険を確認してみられてはいかがでしょうか。



(文責: 弁護士 藤本考)

❖ 保険代理店向けセミナー❖ 行いました。

平成28年2月12日に、保険代理店の方々向けにマイナンバーについて講演させていただきました！

当日は、当事務所の代表弁護士宮田、弁護士向井、弁護士神田の3名が講師を務めさせていただき、『**保険代理店に必要なマイナンバー制度**』というテーマで講演を行いました。

前半はマイナンバー法の概要について、後半はマイナンバーの収集や保管・管理、提供などについて詳しくご説明いたしました。合計30名の保険代理店様にご参加いただき、大変好評いただきました。

また、弁護士神田が、コラムにて、マイナンバーの事業者の方向けの実務的な注意点について解説させていただきますので、【コラム】マイナンバー制度始動ートラブルに巻き込まれる前に対策を一を是非ご覧ください。



パソコンから:



スマートフォンから: 右記QRコードよりご覧いただけます。



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分